第2講　京と洛中・洛外

（1）問題提起

　江戸時代の江戸と京都にはいくつもの呼称があった。江戸は「江戸・御府内・大江戸・武陽・東都・江都」などと呼ばれ、京都は「京都・京・洛中・京師・華洛・洛陽・洛陽城・平安城」などの呼び名があった。江戸の5つの呼称のうち、武陽以下の3つは雅称であり、公的な呼称ではない。また、御府内と大江戸は同義である。したがって、江戸の公的な呼称は「江戸・御府内」の二つである。

　江戸（江戸郷）という地名の初見は鎌倉時代のことである。しかし、江戸が都市として発展を始めたのは、天正18年（1590）に関東に移封された徳川家康が城郭と城下を建設してからである。したがって、都市呼称の「江戸」の成立は16世紀末のことになる。これに対して「御府内（大江戸）」は文政元年（1818）に幕府が定めた「朱引内」の範囲を指し示す語である。同時に既にあった「江戸」空間は「墨引内」とも呼ばれることになった。ここに「江戸」と「御府内」という範囲の異なる二つの空間の複合体として都市・江戸の範囲が正式に成立したのである(1)。

一方、京都の場合、先に挙げた8つの呼称のうち、「華洛」以下は雅称である。また「京師」は「都」の意味で、特定の都市を指示するために用いられたものではないが、江戸時代には雅称に類する呼称であった。よって、京都の公的な呼称は「京都・京・洛中」の3つであったと考えてよい。

「京都・京・洛中」のうち、前2つの使用は平安時代に始まっているが(2)、「京師」と同じ意味で用いられたと考えるべきであろう。これらがいつごろから地名に類する呼称として用いられていたのかは不明である。また、「洛中」も中世から使われた呼称である(3)。もちろん長い歴史の中でこれらの語の指示範囲は変化したであろう。しかし、この点についての検討は進んでいない。

そこで、以下では近世とくに江戸時代に限定し、江戸の二つの都市空間を参照事例としつつ、江戸時代の「京都」、「京」、「洛中」という3つの空間の異同とその特徴を歴史性と重層性という点から考えていく。

(1)千葉正樹（2001）『江戸名所図絵の世界　近世巨大都市の自画像』，吉川弘文館，pp149-256.

(2)「京都・京」の使用例は『中右記』や『小右記』など平安貴族の日記に見いだせる。しかし、「京」も「都」もミヤコの意味であり、これらの日記の使用例が地名化した「京都・京」であるとは言い切れない。

(3)現在では「洛中洛外」という熟語的表現が一般化しているが、歴史的には洛中洛外に先行して鎌倉時代から「洛中」、「辺土」がそれぞれ単独で用いられていた。

〔資料1〕洛中町数幷京境西陣西京之事

　洛中町数幷京境西陣西京之事

一、町数千六百拾五町　内　八百拾三町　二条通北側ゟ上

　　　　　　　　　　　　　六百五拾貮町　二条通南側ゟ下

　　　内　六拾壹町　西本願寺寺内

　　　　　五拾九町　東本願寺寺内

　　右両寺内諸事本願寺支配、但御仕置等之儀奉行所ゟ申付候、

一、京境

　　　東　三条大橋四町目東河原口　四条河原口

　　　　　五条橋通遊行前迄、

　　　西　西寺町西ノ京限、

　　　南　大仏伏見海道拾町目迄　大宮通土橋迄

　　　　　　西門跡寺内を隔テ下拾八町京領有り、

　　　北　千本野口　安居院　清蔵口　鞍馬口

　右之通有増也、入組多シ、

一、西陣　東ハ堀川ヲ限り、西ハ北の七本松を限り、

　　　　　北ハ大徳寺今宮旅所限り、南ハ一条限、又ハ中立売通、

　　　　町数百六拾八町

一、西京　東ハ七本松通を限、西ハ妙心寺海道御土居限、南ハ下立売より壹町下限、北ハ仁和寺通限、

　　　　西京居村境

　　　　　町数拾九町　但、藍屋之図子共

　　　　　　内拾三町庄屋組有之、

『京都御役所向大概覚書』

〔資料2〕京都竪横長短之事

京都竪横長短之事　正徳五未改

南北ニテ長キ所

一、大宮通今宮旅所ゟ八条坊門迄四拾四町者町代支配、八条坊門ゟ東寺塔之角迄七町者雑色支配、

　　　　〆五拾壱町

同断短キ所

一、新町通清蔵口ゟ七条迄町続四拾貮町町代支配、

東西ニテ長キ所

一、三条通大宮西江入所ゟ同大橋東江四町目迄貮拾町者町代支配、三条通粟田口領西境より同東境迄町続拾貮町者雑色方内、

　　　　〆三拾貮町

同断短キ所

一、松原通大宮ゟ高瀬川筋迄拾四町町代支配、六波羅迄四町ハ雑色方内、

　　　　〆拾八町

『京都御役所向大概覚書』